

2023年6月期全塾協議会定例会議事録

2023年12月25日

全塾協議会

全塾協議会規約第22条第1項に基づき、2023年6月17日に開催された全塾協議会定例会の議事録を公開する。ただし、役職役名ならびに条数は議会当時のものである。

議事概要記録

名称	2023年6月期全塾協議会定例会
場所	対面(矢上キャンパス 12棟 105教室)・オンライン(Zoom)併用
日時	2023年6月17日 14:00~18:18

塾生代表・事務局長・上部団体出欠席

全塾協議会事務局	塾生代表	山田健太
上部団体	事務局長	佐々木菜緒
	文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長	後藤美汐
	体育会本部 主幹代理	荻田晃大
	全塾ゼミナール委員会 委員長	三河創太
	四谷自治会 会長	藤村悠哉
	芝学友会 会長	荒井大輔
	全国慶應学生会連盟常任委員会 委員長	欠席
	福利厚生機関本部 代表	欠席

次第

項目	担当者
1. 開会宣言	事務局長 佐々木菜緒
2. 塾生代表挨拶	塾生代表 山田健太
3. 定足数確認	総務政策部長 坂野 天飛
4. 配布資料の確認	
5. 議長の確認	
6. 議事録作成報告	
7. 議事	以下参照
8. 連絡事項	総務政策部長 坂野天飛
9. 閉会宣言	事務局長 佐々木菜緒

議決事項

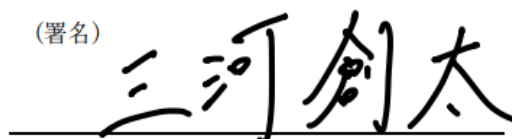
議案識別子	議案提出者	議案名	可否
20230520-01-JSD	塾生代表 山田健太	業務報告	採決なし
20230520-02-JMK	全塾協議会事務局 事務局長 佐々木菜緒	業務報告	採決なし
20230617-03-BSZ	文学部社会学ゼミナール委員会 代表 小林快生	交代報告	採決なし
20230617-04-KZZ	経済学部ゼミナール委員会 代表 荒井勇	交代報告	採決なし
20230617-05-KZZ	経済学部ゼミナール委員会 財務 永竹佑伍	独自財源特別支出承認申請	可決
20230617-06-SGZ	商学部ゼミナール委員会 代表 横地陽笑	交代報告	採決なし
20230617-07-SGZ	商学部ゼミナール委員会 財務 福岡明日香	独自財源特別支出承認申請	可決
20230617-08-KSI	慶早戦支援委員会 財務 清水芙美	交付金特別支出承認申請	可決
20230617-09-SNG	湘南学祭実行委員会 財務 亀井佑馬	独自財源特別支出承認申請	可決
20230617-10-SAI	卒業アルバム委員会 財務 北村可奈	独自財源特別支出承認申請	可決
20230617-11-ZZI	全塾ゼミナール委員会 財務 飯尾梨子	交代報告	採決なし
20230617-12-OTR	議員 三河創太	交代の挨拶に関する議案	採決なし
20230617-13-JSD	塾生代表 山田健太	緊急執行に関する議案	可決
20230617-14-JSD	塾生代表 山田健太	所属団体等主催行事における処分に関する議案	可決
20230617-15-JSD	塾生代表 山田健太	全塾協議会の基本政策に関する議案	採決なし
20230617-16-JSD	塾生代表 山田健太	全塾協議会仮加盟規則に関する議案	可決
20230617-17-JSD	塾生代表 山田健太	所属団体の処分に関する議案	採決なし

2023年12月25日 議事録作成(ただし、役職役名ならびに条数は議会当時のものである。)
この議事録が正確であることを証する。

全塾協議会 議長

三河創太

(署名)



議事詳細記録

1. 開会宣言

事務局長 佐々木菜緒が開会を宣言した。

2. 塾生代表挨拶

塾生代表 山田健太が挨拶を行った。

3. 定足数確認

事務局 坂野天飛による点呼により、定足数を満たしたことが発表され、本会の成立が確認された。

4. 配布資料の確認

事務局 坂野天飛が、既に配布された資料の確認を行った。

5. 議長の確認

事務局 坂野天飛は、全塾協議会規約 第11条に基づき、現在の議長が全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太であることを確認した。

6. 議事録作成報告

事務局 坂野天飛は、2022年12月期から2023年3月期までの定例会および臨時会の議事録の公開に向けて尽力しており、2023年4月期以降の議事録については、フォーマットも含めて再検討していると報告した。

7. 議事

(1) 塾生代表 業務報告

塾生代表 山田健太は、議案資料に記載の通り業務報告を行った。各種面談や緊急執行の他に、特筆事項として文化団体連盟本部と協力して、コロナ禍の影響もあり不健全な状態である三田学生ルーム(三田キャンパス西校舎)の清掃に力を入れていることを取り上げた。費用については、本来は各団体が受け持つものであるが、現状の塾生の認知度も踏まえ、大学および全塾局議会事務局からの補助を検討中であるとした。その他にも、所属団体である湘南学祭実行委員会の七夕祭への補助も大学側に打診していることを中心に、平時通り行っていると報告した。

(2) 全塾協議会事務局 業務報告

i. 総務政策部報告

事務局長への意見提供を行ったと報告した。また性暴力対策ワークショップの運営、共済部関連の処理、備品の一覧化の検討、今後の事務局体制の議論を報告した。

ii. 議事部報告

定例会の準備及び運営、団体登記の処理を行ったと報告した。また各種検討会として議事録のフォーマットの検討、仮入局員に向けた業務説明会を行ったと報告した。

iii. 財務部報告

特別支出許可番号の発行作業を行ったと報告した。また電子、紙受け取り双方の決算関連作業、各種対応と慶早戦支援委員会への交付金振り込みを行ったと報告した。

iv. 広報部報告

HPの更新とあいさつ運動の実施を行ったと報告した。また、議会のツイートと日吉部室にある掲示の検討を行ったと報告した。あいさつ運動については、所属団体各位にフォームの提出をするようお願いした。

v. 事務局長報告

各種メールとSlackでの対応、所属団体との面談を行ったと報告した。ほか入局希望者との局長面談を20件担当したと報告した。人事については18名が仮入局として活動を開始しており、7月期に入局予定と説明した。その他議事録確認を行ったと報告した。

(3) 文学部社会学ゼミナール委員会 交代報告

文学部社会学ゼミナール委員会より、議案資料に記載の通り交代報告が上程され、新代表に小林快生、財務担当者に水村悠希が就任したことが報告された。

(4) 経済学部ゼミナール委員会 交代報告

経済学部ゼミナール委員会より、議案資料に記載の通り交代報告が上程され、新代表に荒井勇、財務担当者に永竹佑伍が就任したことが報告された。

(5) 経済学部ゼミナール委員会 独自財源特別支出承認申請

経済学部ゼミナール委員会より、独自財源特別支出申請が上程された。

	許可金額	申請時期	品名	支出理由	支出時期
1	¥20,000	事前	食事券	バレーボール大会の優勝賞品	2023年7月
2	¥10,000	事前	食事券	バレーボール大会の準優勝賞品	2023年7月

経済学部ゼミナール委員会財務 永竹佑伍は、議案資料に記載の通りに説明を行った。事務局長 佐々木菜緒は、食事券の具体的な内容と景品の額が違う理由を質問した。永竹は詳細については都度連絡し、また昨年のTシャツコンテストが廃止され経費削減の観点から額を減らしたと回答した。

文化団体連盟本部委員長 後藤は昨年優勝賞品として金券や食事券を渡す行為の是非が議題となった

ため、改めて議員に同じ議題を問いかけた。山田は同様、昨年に代案としてゼミナール活動として実用性のある景品を提案した際に、前任者は理解した上で改めて検討し、今年も食事券であれば理由を説明する旨を伺っていたことから理由の説明を求めた。これに対し永竹は、前任者との連絡不足から前例に倣い食事券となった、問題があれば変更すると回答した。

全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太は、ゼミナールの交流活動としての観点から食事会を支持した。

山田は食事券の是非について一度ゼミ内で検討することを支持し、この問題が今後も考慮されない場合は、最終的には緊急措置として対応すべきだと提案した。その場で議員からの意見があればそれを持ち帰り、企画担当者と話し合い、食事券の提案については、それが反対されるものでなければ一度考えてみるべきだと提案した。

三河は経済学部ゼミナール委員会に意見を求め、山田がもしやるならば 10 日後の 27 日までだと補足した。これに対し永竹は今回は議論が足りなかった、秋学期のソフトボール大会でも話し合っただけだと述べ、食事券としての議決を求めた。

全塾協議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(6) 商学部ゼミナール委員会 交代報告

商学部ゼミナール委員会より交代報告が上程され、新代表に横地陽笑が、新財務に福岡明日香が就任した。

(7) 商学部ゼミナール委員会の独自財源特別支出承認申請

商学部ゼミナール委員会から独自財源特別支出承認申請が上程された。

	許可金額	申請時期	品名	支出理由	支出時期
1	¥ 60,000	事前	景品代	2023 年度春季球技大会の上位入賞チームへの景品として	2023 年 6 月後半

商学部ゼミナール委員会財務 福岡明日香が欠席したため、代わりに商学部ゼミナール委員会代表 横地が説明した。目的は 6 月末から 7 月にかけて行われるバレーボール大会の景品である。五百円のギフトカードを 120 枚購入し、1、2、3 位に賞品として配布するという。

事務局長 佐々木菜緒は 120 枚の算定根拠について尋ねた。横地は景品の金額を一位から順に 3 万、2 万、1 万と設定しているためだと答えた。

塾生代表 山田健太がどのようなギフトカードであるか尋ねた。横地は JCB のギフトカードのようなものを想定していると答えた。

山田が続けて配布理由について尋ねた。横地はゼミ内での交流を最優先して使い道は内部で決定してもらえるように、食事、備品、本などの購入ができるようなものを考えていると答えた。また、その景品自体がイベント参加の理由となっていると答えた。

山田はこの配布方法だと個々人のものに還元される気がする、と述べた。また、ゼミ内の交流で使ってもらいたいのであれば、大きい額をまとめて配布してもよいのではないかと述べた。それに対して横地はコロナ禍の名残で交流に使えないことを想定していると答えた。

山田は、再びゼミの交流目的で使って欲しいということであれば分割する必要はないと述べた。また、

集めたお金をお金で返すようにみえることから、金券色が強いものはあまりよくないとも述べた。その為、食事などに使うことを想定しているのであれば、食事券にするなど、金券色の弱いものを用いるように言った。それに対して横地はおつりが出ない可能性も考慮して分割して渡すことは変更しないが、交流を深めるために配布方法は工夫すると答えた。

山田が、金額は据え置きのまま 10,000 円のものに変更した際のフローを緊急執行として塾生代表に書き直し提出後した後、齟齬がないことを確認しオンライン上で承認することは可能だといったため、横地は 120 枚という数を食事に限定されるようなギフトカード 10,000 円単位に変更するようお願いした。

議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(8) 慶早戦支援委員会 交付金特別支出承認申請

慶早戦支援委員会が交付金特別支出承認申請を上程した。

	許可金額	申請時期	品名	支出理由	支出時期
1	¥460	事後	電車代	三田所属の部員が、日吉キャンパスでの販売活動に参加する上で、学芸大学駅～日吉駅間を往復したため。	2023年5月19日
2	¥6,840	事前	駐車場代	秋季慶早戦前日準備日に、レンタカーを日吉・三田キャンパス付近の駐車場に一時駐車させるため。	2023年10月下旬～11月初旬
3	¥127,710	事前	レンタカー代	慶早戦当日の誘導業務等に使う器材の運搬のため。	2023年10月下旬～11月初旬

慶早戦支援委員会財務 清水英美は三つの申請をした。事務局長 佐々木菜緒は三田キャンパス周辺の駐車場（タイムズ）には 4,200 円の最大料金があることを指摘した。清水は確認不足だったとした。

塾生代表 山田健太は 5 月 22 日の事後申請に関して、行きは武蔵小杉から日吉まで向かっているにもかかわらず、帰りは日吉から横浜になっている理由は尋ねた。清水はこの部員が用事のあとアルバイトに赴くためだと答えた。山田はアルバイト先の交通費と重複している可能性を指摘した。清水はもう一度持ち帰り検討すると述べた。山田は何かしらの利益が部員に生じることはあまりよくない、として検討をお願いした。清水は 5 月 22 日の申請を取り下げた。

議会はその他の申請を全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(9) 湘南学祭実行委員会 独自財源特別支出承認申請

湘南学祭実行委員会が独自財源特別支出承認申請を上程した。

	許可金額	申請時期	品名	支出理由	支出時期
1	¥74,860	事前	飲料・飴代	七夕祭当日の熱中症対策のため	2023年6月後半
2	¥12,000	事前	お花代	当日学術企画で登壇してくださる教授へお礼を示すため	2023年7月前半

3	¥67,100	事前	お弁当 お茶代	七夕祭当日にご協力くださる業者・教授の方々へ差し上げるため	2023年7月 前半
4	¥998	事前	使い捨て鉛 筆代	企画にて来場者に貸し出すため	2023年6月 後半
5	¥3,020	事前	謎解き用紙 印刷代	謎解き企画において来場者に差し上げる謎解き用紙を印刷するため	2023年6月 後半
6	¥10,500	事前	郵送料	パンフレットの郵送のため	2023年6月 後半

湘南学祭実行委員会財務 亀井佑馬は上程した二つ目の申請が先月申請したものと違い花に変更していると述べた。算定根拠に関しては二名という個数としてみてほしいとも述べた。

事務局長 佐々木菜緒はスポーツドリンクと水の料金の申請が若干リンクで示されている金額より少ないことを指定した。亀井は Amazon のタイムセールでの値段変動のためと答え、一番高い額のスポーツドリンクの値段で申請すると述べた。

佐々木は使い捨ての贈答品費の用途について尋ねた。亀井は謎解きの企画において参加時点で配ると説明した。山田は全部上げる前提であれば問題ないとした。また、合計金額が 3,020 円になっている間違いについての佐々木の指摘に、亀井はミスだと答えた。

塾生代表 山田健太はお弁当の衛生管理が問題ないか尋ねた。亀井は本部に冷蔵庫を置く予定だと答えた。山田は委員に対してのお弁当の計上の有無についても尋ねた。亀井は無しでお願いしますと答えた。

議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(10)卒業アルバム委員会 独自財源特別支出承認申請

卒業アルバム委員会が独自財源特別支出承認申請を上程した。

	許可金額	申請時期	品名	支出理由	支出時期
1	¥500	事前	電車代	バレーボール早慶定期戦の撮影のため	2023年7月1日
2	¥600	事前	食事代	バレーボール早慶定期戦の撮影のため	2023年7月1日
3	¥1,004	事前	電車代	早慶対抗水上競技大会（水球早慶戦）の撮影のため	2023年7月2日
4	¥600	事前	食事代	早慶対抗水上競技大会（水球早慶戦）の撮影のため	2023年7月2日
5	¥1,218	事前	電車代	サッカー早慶戦の撮影のため	2023年7月7日
6	¥600	事前	食事代	サッカー早慶戦の撮影のため	2023年7月7日
7	¥44,000	事後	人件費	ゼミ撮影のため（編集局）	2023年6月5日-9日
8	¥31,650	事後	人件費	ゼミ撮影のため（総務局）	2023年6月5日-9日
9	¥27,000	事後	人件費	個人撮影のため（総務局）	2023年6月5日-9日
10	¥1,250	事後	印刷費	印刷のため	2023年6月8日
11	¥550	事後	食事代	個人撮影のため（総務局）	2023年6月8日

12	¥981	事後	機材費	電池購入のため	2023年6月6日
----	------	----	-----	---------	-----------

事務局長 佐々木菜緒は一番の交通費について、最安値が250円であるのに500円と申請されている理由について尋ねた。卒業アルバム委員会財務 北村可奈は誤って250円×2で出していたと答えた。佐々木は、事後申請の×3の意味について尋ねた。北村は一日に三回繰り返したためと答えた。佐々木は印刷費に関して何を印刷したか尋ねた。北村は委員の総務局の方から、コピー用紙の領収書をもらっただけであり詳しくはわからないと答えた。佐々木は、印刷費は特別支出許可は必要としないと述べた。

文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 後藤美汐は機材費が特別支出にあたるかどうかを尋ねた。佐々木は機材の電池の使用用途について尋ねた。北村は領収書をもらっただけで、用途を聞いていないと答えた。塾生代表 山田健太はこれらを尋ねた理由について申請を出さなくていい場合があるということを確認した。山田は電池についてプレゼントや、個人のカメラのバッテリーなどに値するような場合は特別支出の対応で間違いないが、全体のカメラや照明などであれば機材にあたるので問題ないと述べた。

議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(11)全塾ゼミナール委員会 交代報告

全塾ゼミナール委員会が交代報告をし、新財務に飯尾梨子が就任した。飯尾は「電話で失礼いたします。今年度財務を担当させていただきます飯尾です。よろしくお願いいたします」と述べた。

(12)議員 交代の挨拶に関する議案

議員 三河創太より交代の挨拶に関する議案が上程された。三河は、下記の通り意見を述べた。

現状全塾協議会規約の第42条は記載のように定められているが、今では財務担当者も挨拶を求められている。規約を文理解釈すれば代表者の挨拶で問題ない。各加盟団体が参加しているSlackがあるので、そちらを用いたあいさつで問題ないのではないかと。規約規則と現状に齟齬があるので、実際にも当日来ない人がいらっしやることを踏まえ、交代報告時の挨拶について議論できればと思い提出した。皆様のご意見をお伺いしたい。

山田は、これまでの慣例について下記の通り意見を述べた。先になぜこういった慣習があるかについては理由はシンプルで、全塾協議会の登記規則があり、それに基づいて財務担当者と代表はフォームにて登記が必要となっている。規約だけでは代表だけですが、登記においては財務もとなっています、これで財務も登記するならば、代表とともに挨拶を行えばいいのではないかとこの慣例となっている。当時はオンライン上での会議がなく、その当時は実際に出席し、その場面で登記書類を提出することになっていたと推測するが、そういった点を鑑みて、今このような状況である。ただ状況が変わってきてこれが慣習的になってきてしまっていると思う。

三河は、代理の方には申し訳ないが皆様の意見をお伺いしたいと述べた。

文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 後藤は議案を出された意図としては、代表者も含めて挨拶をいらないとお考えなのか、それともこの規約に財務も明記した方がいいのかでいうとどちらかと質問した。三河は、財務を含めて挨拶する方針が良いと思っているので、あとは方向論を解決したいと述べた。

後藤は、正直挨拶の意義がどれだけあるのかはあると思うとし、本日もいくつかあったと思いますが、よろしくお願ひしますと、これが果たして所属団体の皆様のいどうなのか、議員たちのエゴなのかとは思わなくはないとした。議員としての意見になってしまうので偏った意見になると前置きしつつ、個人的には顔が見られる方がいいなと思えるとした。塾生代表は承認の可否があるので別観点にはなると指摘をしつつ、所属団体の皆様がどう思っているかをお聞きしつつ進めればと思うと述べた。

芝学友会会長 荒井は、新任になったタイミングで挨拶をするというのは、議会においても実際に顔を見て、特別支出承認申請などを聞くことが多い現状を鑑みると意味があると思うと述べた。財務の方々も含めて新しくなったタイミングで挨拶していただくことで、その人が出す資料が出てきた際に、改めて信用できるかどうかまで押し量れるといった面を含めて、進めていくことは必要ではないかと意見した。これに関してわざわざ議会まで出てくる必要があるかどうかについては議論の余地があるかと思うが、あいさつ自体は代表・財務ともに行うべきだとした。

体育会本部議員代理 荻田は、代理での出席であるため、自分としての意見になるが、やっぱり挨拶は必要なのかなと思う、一回は顔を合わせておきたいと述べた。

三河は全体として、財務代表の挨拶は必要で意見は一致しているようだと確認し、あとは方法論について議論を進めたいが、意見は何かあるかと全体に問いかけた。

山田は三河が最初に提案した Slack について、メリットはタイミングを選ばなくていい点である旨、また全塾協議会として Slack を活用していきたい旨を述べた。相談の際にも、Slack であいさつがあった団体などは比較的対応が行いやすいとし、個人の配慮はしつつも、アイコンの顔出しの義務化等を検討しても良いのではないかとした。

現状、議会においては挨拶にかなり時間を割いているとし、挨拶をする側にとってみればどちらでもいいという意見があるのではないかと述べながら、挨拶に時間を割くよりは改正などの話をしたいという議論もあるのではないかとした。また、自分が出席していない議会のタイミングで挨拶されても意味がないという観点も示し、Slack で対応などでいいのではないかとした。自分は Slack に挨拶を移行する方針でも良いのではないかとし、新任者のお名前等については議会で私が最初に説明をするのも良いのではないかと提案した。

後藤は Slack で挨拶をすること自体はいいと思うが、完全な移行はいかなものかと疑問を呈した。文字上で見るのと、実際に見るのは違うので、挨拶が字面以上に伝えられるものを重視しつつ、喋っていることを見る意味は一定数あると思うと述べた。顔出しを強制することに関しては聞こえが良くないとし、そのようにするならば、それなりの規約を定めると同時に、スクショして他の媒体に配ることを禁止する、といったルールを定める必要性があるのではないかとした。

三河は、意見としては併用を支持しているのかと質した。

後藤は、あいさつするのは議会にとって意味がないという意見があったかと思うが、それほど意味がないことだとは思わないと述べた。

三河は、議会に来てもらうことの実効性の確保はどうするかと全体に投げかけた。山田はこれに対し、今月期挨拶に参加できない場合は次の回にという話をしているとし、3年間で2名ほど最終的にご挨拶されていない方がいるに留まると述べた。ほぼない事例であり、挨拶する側にとってもそれほど手間ではないのではとした。Slack と議会の併用でもいいし、Slack で常に動画を送っていただくこともありではと述べた。

後藤は、動画があれば保存ができるとした。山田が、保存履歴は見れると述べたところ、後藤はそれを

毎日確認するのかと疑問を呈した。山田は、保存アラートを出すプログラミングを組んでも良いのではないかと述べた。

後藤は Zoom での議会は公開されている場でやっているのだから致し方ない、同意の上で出席だと思おうとした。山田はこれに対し、同意ではないとし、事務局長 佐々木は、代表者への登記関連フォームで Zoom にて情報が公開される旨の同意書は取っていない、あくまで議事録に載せることについての同意書であるとした。後藤は議事録に載せるための挨拶なのかと質問した。

山田は挨拶の意味付けに関しては、全塾協議会に対してではなく、塾生に対してであると、実効性が薄くなったからこのような議論になったのではないかと述べた。公益性を保つのであれば、Slack に書いてもらった挨拶、意気込みを就任ごとに web ページに公開していく方が塾生にとってより良いのではないかと述べ、塾生還元を考えるのであれば、何らかの形で公益性を鑑みていくべきではないかと述べた。重要職の人事を公開することは社会的にもあることであり、別段変な話ではないとした。

後藤は、塾生に公開することを目的としている部分に関しては理解しており、それに関しては HP の方がいいのではないかとというものも理解したと述べた。

三河は、趣旨を一つにまとめる必要はなく、議会の趣旨を無視せずに全体公開の意味合いも担保するような方面で固めても、もしくは Slack では顔を出してもらおう方針で固めてもいいと述べた。

山田は Slack で繋がりを増やしつつ全塾生に対するご挨拶の一文を載せる方針でいいのではないかと述べた。所属団体ではない委員の方が今後発生した場合は別議論かと思うが、承認した場合は塾生代表の業務報告に名前も含め書き加えるといった方針で進めていくのが良いのではないかと述べた。

後藤は議場の挨拶はもうないのかと質した。山田は Slack、HP、議会と 3 回も挨拶をやらせるのは酷であるとした。わざわざ議会に呼んで、同じことを繰り返させることに関して意義がないかと意見を述べた。もしこれを行うのであれば顔出しを義務付けるといった工夫が必要であるとし、Slack の方に百字程度で文章を考えて上げてもらう方が人となりを見るという観点においては意義が大きいのではないかと述べた。

後藤は、考える時間を与えて書いてもらう方がと良いとあるが、議会に来るのも前々からわかった上での一言なので大差はないのではないかと述べた。三河は文字数制限しなければいいと述べ、それに対し後藤は一言でもいいと述べた。山田はそれを見ることができることによるメリットはないのではと疑問を呈した。後藤はその認識が違っていると述べた。山田は、Zoom でいいという皆様の意見で固まるなら反対するほどではないとした。

ここで三河は、全体に対し、Slack、HP については一旦話を置いたうえで、議会に新任者に来てもらった方がいいのかと質問した。

後藤は、話が広がることを前提としつつ、事務局で「あいさつ運動」をやってもらっていると思うが、就任の際にひとつの広報としても挨拶としても文の制作の手間が一つになることを含めて、絡めてもいいのかと述べた。山田は、それについては別途設けたいと考えていると述べた上で、我々が考えなければならないのは法規であるとし、Web ページに載せるか載せないか決まれば、そこからは執行機関で考えるとした。

後藤は、載せるか載せないかは、あいさつの文面の話なのかと質した。山田はこれに対し、挨拶をさせてご報告をしなければならないというルールであるが、あいさつ運動をそれに変わるものにしてはどうかという意見に関してはこちらで考えると述べた。

後藤は続けて、HP に名前があることに関してはどのように考えているのかと質問した。山田は、そ

れは施策の一つで、合意の上で行っているとした。

後藤は名前がどうかについてはわかったので、あいさつ部分に関してはどうなのかと質問した。山田は、代交代があった場合は関連団体に報告をする必要があるという文言にしていなければ、アナウンスを全体にして、残りの Slack や HP については執行機関で考えるとした。議会でここを縛りたいなどあればそれでもいいが、規約・規則に解釈の余地が少しある方がまだいいのではと思うと意見を述べた。

三河は、Slack、HP、議会上これらで挨拶を現状を残すのか、削るのか、掲載もなくともいいのか等についてご意見はあるかと全体に質問した。

荒井は、挨拶をすることの意味を塾生に周知するという方向に行くのであれば、HP に載せていいと思うと述べた。定例会に出席して報告しなければならないというのは、変わったその時点で次の定例会で挨拶しなければならないものだとして認識しており、そのためだけに来るのは確かに面倒だと思うしつつも、議員としては一度は存在して動いているということを見せていただけると良いとした。

山田は、財務担当者は出るけど代表が来ないなどが多く、代表者が年間を通してこないことは多くはないですがある事例であると補足した。

荒井は、横のつながりなどの点については、活用できるかはわからないが Slack でやっていただく形が使い勝手が良いような気がするとし、Slack で挨拶をしてもらい、塾生に周知するという目的で HP に公開するという方針は良いのではないかとした。

三河は、財務の出席を義務付ける方向性は納得いただけただよだと全体に確認した。一方で方法論については議論があったとした。

山田は、改めて周りの関連のものもある中で、所属団体に向けてデータを取って判断した方が良いとした。正当性で言えば全部やった方がいいが、実行するかについては改めて優先順位を検討する方針が良いと述べた。議会、Slack、HP が挨拶の場としてあるという意見を本日いただけただよだったので、第 42 条をどう解釈するのかを今後議会で検討でしたいとまとめた。

三河は今のうちにこの方向は絶対反対だという意見がなければ、各団体に聞いていただいて次回に持ってくるのが良いだろうとした。

(13)塾生代表 緊急執行に関する議案

塾生代表 山田健太より緊急執行に関する議案が上程された。

山田は特殊な事例になるが、書類上の不備が見つかった、お詫び申し上げますと最初に述べ、湘南学祭実行委員会が 2023 年度第三次補正予算から項目が消えていたとし、随分前に 170 万で合意が取れていたが、書面上 170 万円が白字になっていたとした。そのため正しく 170 万であることを記載したとし、概ね皆様からご同意いただいているものと相違ないと述べた。HP 改正に伴って予算案を見れない時期があったかと思うが、明らかに誤っているものを掲載するよりは正しいものを掲載した方が宜しいかと思い、第三次補正予算を緊急執行として修正したと述べた。加えて本予算案に関して、緊急執行の議決が取ればよいとした。

議会は全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本議案を承認した。

(14)塾生代表 所属団体等主催行事における処分に関する議案

塾生代表より所属団体主催行事における処分に関する議案が上程された。

山田は先月期に皆様からご同意いただきましたことをもとに草案を作成したので、同意が得られ次第公開していくと述べた。その後、確認のため数分時間が取られた。

その後軽微な修正が中心に行われた。

山田は、処分の委員会を設置する関連で指定制限団体としておくことができることを示しているだけに過ぎないので、その枠組みに落とし込むことができますよということであり、具体的な方法などを示しているわけではないとした。制度を設置しますということも設けている。

また、これ規則における最大の欠陥は制限期間の解除の方法がないことであると全体に示した。そのため、第4条を工夫して、指定制限指定されてからの期間がなく、不服申し立てにより解除できるようにしようと考えているとした。一方で、第4条ではできないと記載してあるのはどうかと一定数意見が寄せられることが予想されるため、第3条に第3項を足して、塾生代表が認めた場合は指定制限団体の認定を解除するという文言を足してもいいのではないかと考えているとした。

後藤は、指定期間はどの程度かと質問したところ、山田は期間は置かないとし、反省したと思われれば、そのタイミングで解除すると述べた。

後藤は団体には無期限停止ということで通告するのかと質した。山田は、団体には通告しないと述べた。後藤は、例えば新歓の際に不適切な行為があった場合、三田祭に参加しようとした段階でダメだとわかるということかと質問した。

山田は、通告した方がいいかどうかについて、通告が間に合わない場合、通告のしようがない場合もある。定期的に現れる盗撮をして回る団体などがあるが、このような団体はどこに通告するのかという問題が発生しているとし、未公認学生団体への通告も考えると、通告は必ずしも可能ではないと思うので、いらないのではないかとした。一方で公開についてはするとし、当該団体にはそこで認知していただきたいとした。加えて、今回の規則は特定の有志の団体が対象と決まっているわけではないため、各主催団体が排除できない場合に備えて全塾協議会側で排除できるようにしたいと述べた。後藤は、今おっしゃっていた盗撮をしていたという話は集団でやっていたということかと質した。山田はそのようなケースもあるとした。

後藤はそういう団体は、三田祭に参加できないというものに関して、出店や出し物の時だけではないかと質問したところ、山田はその点については完璧ではないとした。

後藤は普通に来ている団体に対してはどういう形でHPなどで指定をするのか気になると述べた。山田は、事例が悪かったとし、制限をするのは出店だけだとした。一般で来客される方については、私有地なので大学側から職員などが出向いて退去をお願いすることになる旨を述べ、こちらについては既に大学側に承認が得られているとした。これまでで厄介なケースとしては、頻発して問題を起す団体を出店側に入れなければいけないことだとし、それなりの問題が発生した場合に、罰が与えられる制度が必要なのではないかと述べた。

三河は3年前のものに対して不服申し立てをすることはできないかと質問したところ、山田は「認定された事実」を取るとした。

荒井は、第2条第2項にある所属団体等が主催するとあるが、この所属団体は何を指しているかと質問した。山田は、全塾協議会の所属団体・特別委員会を指すが、ここにはいくつか種類があり、議会、事務局等は所属団体ではなくれないと述べた。

荒井は、傘下団体も含まれるかと質問した。山田は、含まれないとし、例えば芝学友会に所属している

一般サークルが主催する講演に殴り込んでくる団体がいた場合などは対応外になるとした。

ここで三河はある程度議論がまとまったかと全体に確認したが、山田は、制限解除の規定についてまだ結論がまとまっていないと述べ、議論を続けた。山田は、第4条が文面的に塾生代表には認定以外の権限がないようにも見れるとした。

後藤は認定でよいのではないかとし、認定する制度を設けるなどが良いのではないかと述べた。山田は全塾協議会は団体ならびに～指定制限団体に認定する制度を設ける、とした。

山田は、第3条第3項に関して、チャットに貼った文言（塾生代表が、指定制限団体から当該団体を外すと判断した場合、全塾協議会は当該団体を指定制限団体の認定を削除する。）を足せばいいのではないかと意見を述べた。三河は、認定削除は議決で決めるのかと質問したところ、山田は、前項に全塾協議会は、と記載していると述べた。後藤は認定するのも塾生代表、不服申し立ては議会、その承認は塾生代表だと、塾生代表が横暴できるのではないかと疑問を呈した。山田は、ならば塾生代表を解任すれば良いかと述べた。

許されないのは、たとえば議会に諮って、議会の皆さんには解除することが多数判明しているとして、それが横暴だと思えば所定の手続きに則って塾生代表を解任すればいい、公選されているのが塾生代表だけなのでそこに権限を固めるのがいいのではないかなど考えたとした。ただし、塾生代表選挙において「応援するので解除してください」といった声掛けが出てくることがあり得るかもしれないので、一般的な表現では法規的には「消去」が良いのではないかとした。三河は、議会に諮る行為は、議会は塾生代表の諮問機関であるからだろうと述べた。山田は、皆さんの意見を伺った上でもう一度判断する場ではないか、塾生代表自身は問題ないと思って承認しているわけで、最終的に議決を取るのも塾生代表であると述べた。

後藤は、塾生代表が認定したのが全塾協議会なのかと質問した。山田は、丁寧な表現をすると、塾生代表というのは首相と同じだと思っており、対外には全塾協議会を代表しているという見解を述べた。総理大臣は国を代表しているが、国会の代表ではない、また都議会と都知事の関係性なども例示したうえで、外から見たことにおいて、代表権を有しているということではないかとした。

後藤はその意見に一定の理解を示しつつ、塾生代表が全塾協議会の代表であることは間違いないが、最高意思決定期間は議会であり、塾生代表が認定したら全塾協議会が背負うのはいかなものかと疑問を呈した。

山田は、予算にしてもそうだが、議決権を有さなくてもいい意見や案は塾生代表が代表者として意見するものであり、外の正式な場で発言をしたことに対して撤回する権限は誰も持ち得ない、意見を撤回するとしたら塾生代表の解任だけではなかろうかと述べた。後藤はそれでよいのではないかと述べた。

その後、軽微な修正がなされた。

全塾協議会議会は全会一致で可決、塾生代表 山田健太は本議案を承認した。

(15)塾生代表 全塾協議会の基本政策に関する議案

塾生代表 山田健太が次の通り発言した。例えば芝共立キャンパスにおいて Wi-Fi が不十分で授業が受けづらいという場合に、さまざまな方面でアプローチするという手段をとってきたが、このような手法を制度化したほうが良いのではないかと思った。加えて、ドナー提供を公欠にしてほしいという意見があり、大学へのアプローチ方法を制度にすべきだと感じた。大学に提出する以上必要な情報が足りてい

るか、デメリットとして何があるのかをきちんと精査をした上で大学側に提出するべきだと考えている。これに差し当たり、議員の皆様も負担も増えるかと思うので、ご意見をいただきたい。一つ選択肢としてあるのは、最も近いと思われる上部団体に議論をお願いし、そこでの議決から塾生代表のサインをするのがよいと思う。体育会の公欠に関してもしばしば意見が上がるので、この場合は体育会の管轄とし、それぞれの問題においても医学部や薬学部など管轄ごとに決めていくのがいいのではないかと思う。もし議員の周りでこういう形でやっていくといいかもしれないというものがあれば教えてほしい。

議員 三河創太は、制度を採用するかどうか、それとも方法論か質した。

議員 後藤美汐は、行おうとしていることとしては非常によいと思う。提案をした塾生がいた場合に、これを持ってきた塾生のバックに全塾協議会が存在している状態なのか否かであると考えている。私はバックにいた方がいいと思っていて、学生自治組織があるのだからそれをもっと活用して正式な手段を通して提案してほしいというのを聞いたことがあるため、こういったことを行うのは賛成。全塾協議会として最後まで面倒を見るというのが大切だと思う。ただし、それをどこまで取るのかということ、フォーマットをどうするのかということ、全てに目を通すわけにはいかないの、実際にどのように精査していくのかということ、これを制度化していく必要はあると思う。

山田は、問題点は数ということであるか質した。

後藤は、数というよりも、それを取り上げる取り上げないの基準をどうするのかであると答えた。

山田は、次の通り発言した。できるだけ分担させていきたいと思っていて、一番簡単なのは塾生代表に丸投げすることだし、今現状そうなっているが、今後の未来のことを考えると上部団体や所属団体を通して、目を通してから決めていくというフローを実行していくのが大事だと思っている。こうすることで、塾生代表に一存するよりは、受けられる量と幅は広がると思う。急に堰を切ったように増えることはないと思っている。

後藤は、次の通り発言した。上部団体含め所属団体もある程度協力する義務はあると思う。今の状況だと例えば挙げられていき提案に対して議員が目を通し、これは提出するべきだと考えれば出せばよい話であるので、塾生代表が1人で通すということはないと思う。

議員 荒井大輔は、次の通り発言した。制度を取り入れることには賛成する。芝学友会の話にはなってしまうが、芝共立キャンパスの学生から出た意見を吸い上げ、それを我々で精査して議会に提出するという流れでもよいし、実際にこちらで精査して出してきたもののほかに、キャンパスを持っている上部団体はどうなるのか。同じ繰り返しになってしまうが、上部団体の権限の強化ではないが、自分が管理しているキャンパスの意見を持って議会に持ってくるという分担が楽だと考える。

議員 荻田晃大は、次の通り発言した。それぞれの団体にある程度託してという形になると思うが、その場合に各団体としてのスピード感はどうなるのか。そこを詰めていく必要があると思う。

議員 信江将吾は、次の通り発言した。企画書のフォーマットを作るというのはよいと思うが、何でもかんでも出されてしまうと処理ができないと思う。ルールを明文化していくことが必要であると考えている。

三河は、次の通り発言した。一般塾生が何らかの声を上げるということに対してフォーマットを作るというのはよいと思うが、決定するプロセスが遅いと意味がない。例えばゼミに関する不満が上がった場合に、我々でそれは一理あると考え、それを議会に提案し、となると決定フローのスピードが遅くなると思う。一次段階として塾生が提案するというのはよいが、それを審査する手続きにおいても簡素化する必要があるのではないかなと思う。

山田は、次の通り発言した。一点だけ補足をしておくと、2年半塾生代表を務めて思ったこととして、

我々を介さなければいけないという事案は割と少ない印象がある。例えば成績が落ちるなどに関しては我々で対応できるものではない。下手なものもあれば意見が分かれるようなこともあるんだと思う。例えばドナーの話。ドナー提供したい人は公欠を認めるべき。しかし、塾生全員がドナー提供したいとなったらまた話が変わってくる。そこでこのような制度を使えば、あくまでマイノリティかもしれない意見ではなくマジョリティの意見として大学側は受け取ることができる。つまり、このような制度を適用するような案件は、議論をすることに価値があると思っている事案がほとんどで、今議論いただいたスピードに関しての意見はそこまで重要ではないのではないと思う。

三河は、それはいろいろな団体が意見を出しにくれるということか質問した。

山田は、次の通り発言した。方法については、フォームを使うなどできる。それを全塾協議会として優先順位を決めて大学側に提出するプロセスを踏めばよいと思う。議員の方にも伝えているが、今も吸える状況にあるにもかかわらず、それが吸い上げきれていないのが現状であるので、そのカルチャーを作っていく必要があると思う。

(16)塾生代表 全塾協議会仮加盟規則に関する議案

塾生代表 山田健太は、次の通り発言した。仮加盟規則第17条には効力を失うとある。第17条を改正するか否かについて話したい。仮加盟規則に関して現状困っていることはないが、一旦は失効していたものとしてこれについてまた話し合いたい。

議員 三河創太は、仮加盟規則の改正はなかったのか質した。

山田は、次の通り発言した。仮加盟団体はないが、つい先日、改正を行った。しかし、そもそも仮加盟規則なくなるので仮加盟団体なかったことになる。

三河は、次の通り発言した。先のゴタゴタは全部なかったということで議決を取るでよいと思う。意見を聞きたい。山田は、仮加盟規則は、本来の役目を果たしているもので、不具合は制度上ないはずであると発言した。

事務局長 佐々木菜緒は、過去の議事録はどうなるか質した。山田は、議事録は残るが、注釈で対応するのが正しいと発言した。

議員 後藤美汐は、すでに失効している規則は、公開し続けるものか質した。山田は、先月付で失効したとの手続きが済めば消去すると回答した。後藤は、仮加盟規則というものはないか質した。山田は、今の所は不要であると回答した。

後藤は、加盟したい団体が出れば、過去の事例としてこういうものがあつたとして、手続きするということかと質した。山田は、それに関してはまた手続きのやり方から始めることになるかと回答した。

後藤は、ということは仮加盟に関する規則は一旦クローズということか質した。山田は、次の通り回答した。加盟に関して、仮加盟を残すなどの話は問題ではない。もし違うのであれば17条を今すぐ改正しなければならぬ。

三河は、消滅させるでよろしいかと発言した。山田は、議決内容としては、この条項は、17条を元に、失効していたとして取り扱い、本規則に関する手続きは無効であるでよいかと発言した。

三河は、文言はいじらないのか質した。山田は、本規則に関する議決は無効で、制度を利用している団体はないので、改正していた規則の議決がなくなったということであると回答した。

三河は、従ってないということで、改正の手続きは別とし、文言は残る方針で大丈夫か確認した。

全塾協議会議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(17)塾生代表 所属団体の処分に関する議案

塾生代表 山田健太は、次の通り発言した。所属団体共済部について、4月の議会に活動停止を命令していたが、まだ再建案などが出ていないので、問題がある状態が未だ継続している可能性が高い。そのため、現時点では活動再開は危険かと判断される。本処分に関する延長の議決を取らせていただきたいと思っている。処分事由が新しく発生したというわけではなく、別で処分審査会を開く必要はないと思っているが、必要があるというならば開くとして、規則上、三ヶ月の停止を超えての場合はやむを得ない事由とあるので、その通りに対応かと考える。共済部は、領収書の偽装、重ねて団体の不祥事、日吉駅前の飲酒やポールを折るなど、飲食関連のトラブルなどもあり、大学との協議の上で活動停止としていた。三月まで活動を認めていたのは活動の一つとしてある下宿紹介があったためである。活動停止中、活動は一回も行われていないはずである。

議長 三河創太は、休憩を宣言し、暫時の後、再開した。

議員 後藤美汐は、意見は何を求められてるのか質した。三河は、なんでもよいと答えた。後藤は、次の通り発言した。考えられる今後のことは、停止期間を延長するか3か月をもって満了するかのどちらかだと思うが、延長判断する材料が再建案がないことくらいしかない。処分審査会を開くべきだと思う。塾生代表には監督権があると伺っているのでやり方はあると思う。再建案が提出されていないことを通告せずに一発アウトなのは酷だと考える。

議員 荒井大輔は、次の通り発言した。活動再開に戻るか戻さないかというのが大前提として、戻さないとして、これで終わりとはできないと思うが、再建を前提にして話が来ている中で何もしていませんと言われて「どうぞ」とはさすがに言えないと思うので6/30で終わりとするのはさすがに無理があると思う。

三河は、期限を待たずに処分審査会を開いてもいいと思うし、処分審査会を開かなくてもいいと思うと発言した。

荒井は、次の通り発言した。共済部に対して声をかけるところまではしてもいいのではないかと出していないというのを、出す意思があるのかどうか確認したうえでそのあとに処分審査会を開いたほうがいいと思う。

議員 萩田晃大は、3か月を変更するのか新たに処分するかの違いは何かと質した。

山田は、延長は処分規則第16条の活動が再開できない場合は延長できるという部分の解釈次第だと思うが、解釈次第で延長すべきともとれるし、逆に新たに3か月ととることもできる。過去の事例では、そんなに長く活動停止になった事例はない。直近では應援指導部などの事例があるが、その時はやむを得ないものもあった。直近10年ぐらいでは先例はなかったと認識している。

議員 信江将吾は、再建案を出さなかった時の罰則についてはどう規定されているか質した。

山田は、次の通り回答した。当該の議決文には書いてはない。記載してあるのは、何らかの問題の体制があり、それによって処分をしたということである。改善案が出ていないということは、体制が改善されていないということで、変わった様子もみられないということになる。

萩田は、そのような解釈をして延長を下すことになると発言した。

山田は、次の通り発言した。処分の延長の際に、処分審査会を開かなければいけないという決まりはな

く、開かなければいけないのは不正行為があると訴えがあった場合に限る。そのため、新たに処分審査会を開かなければいけないということはないと考える。訴えは処分規則第 5 条に記載があるから、新たに開かなければいけないということはないと思う。規約第 5 条の罰則を新たに追加したいというのならば、審査会を開かなければいけない。

三河は、ここで定めている罰則は、規約に載っているというわけではないのか質した。

山田は、全塾協議会規則に違反したというよりは、現状は公開されている通り、必要な財務体制がとられていないということが原因となっているので、共済部に必要があれば僕の方から諮問はしたいと思うと発言した。

三河は、次の通り発言した。できる限り臨時会は開きたくない。そのため、今回の議会で条件をどうするかを決めることもできるが、再建案が提出されて、その直後の議会で可決されればその時点から活動再開の許可を下すという議決をするということではないかと思う。

山田は、処分規則第 19 条 2 項によると、延長の場合は新たな処分ではないという解釈もできますが、処分と捉えられる意見もあると発言した。

三河は、延長しても良いというのが議会としての意見でよろしいか質した。

後藤は、次の通り発言した。この段階で延長するかをここで決めてしまうのは、その団体に対して、事前に通達もしていないのにとりあえず伸ばしておくというのは個人的によろしくないのではないと思う。この定例会が終わったら一旦連絡をしてみて、それを出してもらわなければ判断すらできないということ伝えて、その後に出すか出さないかは団体の判断として扱えばいいのではないかと思う。明日出てくるかもしれない。三河は、それは本当にあるかと発言した。後藤は、あるかもしれないと発言した。三河は、ということは第 1 条を否定するということかと発言した。

後藤は、先ほどの翌月の定例会でという話について、それが 3 ヶ月伸ばすとすると、その場合で翌月の定例会に解除ということか質した。山田は、今回は 1 項の延長ってことになるが、あくまで 2 項 3 項は取りやめの議決を下さない限り永続的に効力があると回答した。後藤は、ここの処分の内容に定められていないのにも関わらず、プラス事前通告がないのにとりあえず延長しておくというのは議会の判断としてよろしくないと思うと発言した。山田は、弁論の余地を与えるということか質し、後藤は肯定した。

三河は、休憩を宣言し、暫時の後、再開した。

後藤は、次の通り発言した。休憩前に話したとおり、延長を判断するための材料がそろっていないため、延長を判断するのは早いと思う。まだ材料が揃っていないということもあり、6 月 30 日ごろに臨時会などを開くとして、それまでに再建案を出せるかどうかの話になると思う。荒井は、追加してということはないと発言した。三河は、諸々が揃った段階で話を進める方針でよいか発言した。山田は、共済部と状況の確認の面談をし、臨時会を招集したいと思うと発言した。

三河は、本議案を終了した。

8. 連絡事項

i. 次回全塾協議会定例会について

事務局長 佐々木菜緒より、次回の定例会は、7 月 15 日に開く予定であると確認があり、議員全体で了承された。

ii. 全塾協議会 Slack ワークスペースについて

対象となる者が存在しないため、今回の報告はなかった。

9. 閉会宣言

事務局長 佐々木菜緒が閉会を宣言し、閉会した。